最終更新日：2019年4月9日
株式会社ナカニシ
代表取締役社長執行役員　中西英一
問合せ先：(0289) 64-3380
証券コード：7716
http://www.nsk-nakanishi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値向上のために、経営の効率性を高め、意思決定の迅速化、機動性の向上を図る必要があると考えております。同時に経営の健全性を高めるために、経営監督機能の強化と法令の遵守を重視しております。
当社は、取締役5名、監査役3名で構成する取締役会を経営意思決定機関と位置づけ、当社グループの重要事項について審議、意思決定を行い、職務の執行を監督しております。
加えて、経営会議を設置し、年度予算に基づいた事業活動の進捗確認及び差異の分析、営業、開発、生産、管理等の各部門で抱えている課題への対応について具体的に検討しております。
また、監査役は、法令及び社内規程の遵守状況、リスク管理、内部統制システムを監査しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

【原則1-4 政策保有株式】
企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。
また、政策保有株式の議決権行使に際しましては、投資先の経営方針を尊重した上で、その議案の内容を精査し、中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを判断し、適切に議決権を行使致します。一方で、株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断を行いません。

【補充原則4-11-3】
独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役会に出席し、活発な意見交換を行うことにより、適宜実効性の確保に努めております。取締役会の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示することにつきましては、慎重に検討を続けてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】
関連当事者との取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしており、利害関係を有する取締役は当該議案に対し議決権を行使できないこととしております。関連当事者間の取引につきましては、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様の条件による取引を基本とし、取引内容の妥当性について少数株主利益を害することのないよう対応しております。

【原則3-1 情報開示の充実】
⑴ 当社の経営理念や経営戦略、経営計画
決算説明会資料等にて開示しております。
⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書の「基本的な考え方」をご参照ください。
⑶ 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の基本報酬については、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。
⑷ 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役および監査役候補の指名に関しては、適材適所の観点から総合的に検討する方針のもと、代表取締役が推薦した候補者を取締役会が決議しております。また、監査役候補の指名に当たっては、監査役会の同意を得ております。
⑸ 取締役・監査役候補の指名を行う際の選任・指名についての説明
取締役、監査役候補者を株主総会に付議する際には、略歴を記載し、能力・経験等の判断材料を提供するとともに、社外役員については、選任理由を参考書類に記載する方法で開示しております。

【補充原則4-1-1】
法令、定款、取締役会規程に基づき、取締役会において決議を要する事項を定めた上で、具体的な業務執行を業務執行取締役に委ねております。また、当社は執行役員制度を採用し、代表取締役社長の指揮のもと、迅速な意思決定ができるよう職務権限規程に定めた決裁権限にもとづき業務を遂行しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選定に当たりましては、東京証券取引所が定める独立性基準にもとづき、各項目への該非判定を行った上で、総合的な判断を加え選定しております。

【補充原則4-11-1 】
取締役会は、優れた人格・識見を有し、専門知識や経験が異なる多様な取締役で構成するとともに、迅速な意思決定を行うため、適正な取締役の員数を10名以内と定款に定めております。当社は社外取締役を含め取締役5名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のための適切な規模であると考えております。

【補充原則4-11-2 】
取締役･監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役･監査役がその役割･責務を果たすために必要な情報や機会の提供を適宜実施します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。なお、株主、投資家の皆様との対話の際には、法令及び社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
エスエスビーティーシー クライアント オムニバス アカウント	5,687,641	6.56
ナカニシE&N株式会社	4,530,000	5.23
中西崇介	4,291,800	4.95
中西千代	4,291,800	4.95
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,808,600	4.40
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,176,300	3.67
株式会社オフィスナカニシ	3,120,000	3.60
中西英一	2,814,300	3.25
中西賢介	2,806,200	3.24
ザ チェース マンハッタン バンク385036	2,768,000	3.19

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	精密機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野長瀬　裕二	学者											
鈴木　布佐人	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野長瀬　裕二	○	―――	学者として長年にわたり企業活動についての研究を専門とし、企業経営に関する高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断しました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。
鈴木　布佐人	○	―――	金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に適任であると判断しました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目について説明を受け、定期的に意見交換を行うことによって相互の連携が図られております。
また、監査役監査基準において、会計監査人から取締役の職務執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議の上、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じる旨を規定しております。
監査役は、内部監査室より内部監査及び内部統制監査の経過や結果について適宜報告を受け、相互に連携し、効率的かつ実効性のある監査が行なわれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
豊玉　英樹	他の会社の出身者													
染宮　守	公認会計士													
澤田　雄二	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊玉　英樹	○	―――	企業集団経営における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役に適任であると判断しました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。

染宮　守	○	―――	公認会計士としての豊富な知識と見識を有していることから、社外監査役に適任であると判断しました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。
澤田　雄二	○	―――	弁護士としての豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役に適任であると判断しました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

従来の役員退職慰労金制度に代わり、業績及び株主利益との連動性が高い株式報酬型ストックオプションを導入し新株予約権を付与します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を一層高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。有価証券報告書は当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、平成19年3月28日開催の第55期定時株主総会決議により、年額500百万以内と定められております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートについては管理部門が対応しており、基本的には開催される取締役会の事前通知等を行うなど、取締役会における意見交換及び審議・承認が円滑に遂行できる体制を整えております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1．取締役会
　取締役会については、定時取締役会を定期的に開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営の重要事項についての決定や業務執行の監督を行っております。取締役会は、取締役5名 (2名社外取締役) の他、監査役3名 (全員社外監査役) も出席して適宜意見を述べるなど、監査機能を強化しております。
2．監査役会
　監査役会は監査役3名で構成され、全員が社外監査役であります。経営に関する相当程度の知見、公認会計士としての経験、弁護士として

の経験など、監査に必要な知識や経験を有する人材を監査役に選任し、監査機能の強化を図っております。

3．経営会議

取締役、執行役員からなる経営会議を開催し、重要案件の審議、業務執行に係る施策や諸リスクへの対応等について協議を行っております。

4．内部監査体制

代表取締役直轄の機関として内部監査室を設置しており、実査を中心とした内部監査を実施しております。各部門が法令や定款、社内規程に基づき適法、適正に業務が行われているか監査し、コンプライアンスの強化を図っております。また、内部監査室は、監査役、会計監査人などと連携して、内部監査の効率化や実効性の向上に努めております。

5．会計監査の状況

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員には、特別の利害関係はありません。

当業務を執行した公認会計士の氏名

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員　業務執行社員　吉田英志

指定有限責任社員　業務執行社員　三辻雅樹

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーに信頼されるグローバル企業として企業価値を高めていくことを経営の基本方針とし、コーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題であると認識しております。当社は、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長執行役員が、本決算、第2四半期決算の説明会にて該当期間の状況、今後の展望等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にIR情報のサイトを設け、有価証券報告書、決算説明会資料、ビジネスレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示責任者は、経理部長が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境への配慮を経営の重要課題と認識してISO14001を取得し、環境保全への継続的改善活動を行い、その活動成果をホームページ上に掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1)当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、適正・適切に行われる体制を構築し維持するため、コンプライアンス重視の企業経営を行います。また、当社グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する啓蒙活動等を行うことにより、コンプライアンスに対する意識が醸成される社内風土作りに努めます。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関する取扱いは、「文書管理規程」に則り適切に保存し、管理いたします。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクを評価し、リスク管理の徹底を図るため、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理いたします。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則った権限委譲を積極的に行い、それぞれの事案の責任者が意思決定のルールに基づいて業務を執行いたします。

(5)当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、グループ全体の企業価値向上のため「関係会社管理規程」等に則り、連携を密にし、当社が子会社に対して適切な管理・指導を行い、グループ全体の業務の適正化を図ります。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の意向を尊重し、必要に応じた人員を配置いたします。

(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置した人員の異動、評価等については、監査役の意見を尊重することといたします。

(8)監査役への報告に対する体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、遅滞なく当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うことといたします。

(9)監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底いたします。

(10)監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることといたします。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程等を把握するため取締役会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、また、各取締役とも情報交換を行い、報告連絡が十分機能する体制を整えます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応し、一切関係を持ちません。

2．体制の整備

(1)総務部長を責任者とし、管理部門が中心となって対応いたします。

(2)所轄警察署、弁護士等と連携・協力し、情報の収集に努め、反社会的勢力の関与の防止を図ります。

(3)コンプライアンス・マニュアルに「反社会的勢力への対応」を掲載し、適宜勉強会を実施いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特別な防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は上場企業としての社会的責任を十分に認識し、経営の適法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、情報管理体制の構築に努めております。

また取締役会で決定した事項及び経営会議や各部署で把握した事項を、法令や東京証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制の状況

･決定事実

重要な決定事実については、取締役会で決定を行っております。決定された重要事実について、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

･発生事実

重要事実が発生した場合には、証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

･決算に関する情報

決算に関する情報については、経理本部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、決算に関する取締役会において承認し、当日決算情報を開示しております。